

平成25年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業実施団体公募要領

1. 総 則

本要領は厚生労働省が死亡時画像診断読影技術等向上研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、死亡時画像診断向上研修事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の目的

異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施するもの。

3. 本事業の内容

実施要綱の3による

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

平成26年3月31日まで

6. 研修について

- (1) 開催期間：2日間
- (2) 受講者数：150人以上
- (3) 受講資格：医師又は診療放射線技師免許を有する者
- (4) 講 師：研修科目を教授できる医師又は診療放射線技師
- (5) 研修内容：死亡時画像撮影・診断における医療安全、関係する法令・倫理、死亡時画像の特性（撮影・読影技術）※必須の内容

7. 本事業に係る委託費の交付について

- (1) 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、別に定める「平成25年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業委託費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

- (2) 本事業に係る委託費の交付については、4,185千円を基準額(上限額)とする。
なお、委託費の内容は、研修事業の実施に必要な経費(賃金、報償費(謝金)、旅費、運用費(消耗品費、印刷製本費、教材費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料(会場借料等)に限る。

8. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者(以下、「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

9. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「平成25年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業申込書」(別添様式1)とともに、企画書記載項目①~⑧について具体的に記載した「平成25年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業企画書(以下「企画書」という。)」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ①研修の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②研修の実施時期
- ③研修の会場について(場所、収容可能人数、確保状況 等)
- ④研修費の積算(別紙様式2による)
- ⑤研修内容(プログラム)
- ⑥講師の確保
- ⑦研修の周知方法・受講者の募集方法
- ⑧死亡時画像診断に関する研修等の実績

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

平成 25 年 10 月 10 日（木）～平成 25 年 10 月 30 日（水） ※必着

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成 25 年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係 犬伏（イヌブセ）

TEL：03-5253-1111（内線 2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前 9 時 30 分から午後 1 7 時 30 分（正午～午後 1 時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 平成 25 年度死亡時画像読影技術等向上研修事業応募申込書（別添様式 1）

・・・・・・・・ 1 部

イ 平成 25 年度 死亡時画像読影技術等向上研修事業企画書 ・・・・・・・・ 7 部

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料 ・・・・ 7 部

10. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が、応募条件に該当する旨を確認の上、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ、応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）